

[論文]

隣人愛の戒め（レビ19,18aβ）における 神愛の働きについて

竹内 裕

**On Divine Love as the Foundation of
“love your neighbour” (Lev 19, 18aβ)**

Yu TAKEUCHI

要旨

This exegetical study of Leviticus 19,18aβ reexamines four different interpretations of the verse and suggests another option to reintegrate it into the overall context of the pericope (19, 9-18). A close analysis of the pericope shows 1) that the relation between two parties (the neighbour and the one encouraged to love him) is potentially conflictual and often asymmetrical; i.e., the latter is required to yield his advantage to the former, who is in difficulty, 2) that receiving the commandments involves accepting his own history, where he was saved by the Lawgiver's love despite of his unworthiness, and 3) that he is invited to imitate God by his own practice of loving his neighbours. These and other contextual pieces of evidence lead us to conclude that the foundation of the injunction to “love your neighbour” is not the famous self-love, “as you love yourself”, but rather is a divine love, i.e. “as you are loved by Me”.

キーワード 聖書、隣人愛、他者論、法の基礎、聖典解釈

וְאַהֲבָתָּךְ כֻּמוֹךְ לְרַעֵךְ
wē'āhabtā lērē'ākā kāmōkā (Lev19,18aβ)

I. 諸解釈の概観

「āhabitā（あなたは愛しなさい）lērē'ākā（あなたの隣人を）kāmōkā（あなた自身のように）」(括弧内に記したのは逐語訳)。——レビ記19章18節aβは、いわゆる旧約聖書の対人倫理の要諦を短い言葉で言い尽くすものとされ⁽¹⁾。

旧約をひもといいたことはなくともこの言葉を知らぬ者は少ないだろう。しかし、釈義の歴史が示すとおり、たった三つの基本語を用いて表されたこの戒めの意味は、一見したところほど実は明らかではない。今日まで、「これこそトーラーにおいて最も重要である」と⁽²⁾と言われたこの戒めの意味は、少なくとも釈義家たちの間では、いまだ争われるところなのである。ミルグロム (Jacob Milgrom) による最近の分類⁽³⁾と、山我哲雄による新訳⁽⁴⁾を踏まえ、この節の解釈として提示されている四つのモデルを以下に掲げよう。(異同をより明らかにするため英文を併記する。)

a) あなた自身のようなあなたの隣人を愛しなさい。

(You shall love your neighbour *who is like yourself.*)

b) (その人が) あなた自身であるかのようにあなたの隣人を愛しなさい。

(You shall love your neighbour *as if he were someone like yourself.*)

c) あなた自身が自分を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい。

(You shall love your neighbour *as you love yourself.*)

d) (その人は) あなた自身のような者であるから、あなたの隣人を愛しなさい。

(You shall love your neighbour *for he is like yourself.*)

これら諸解釈の間で争点となっているのが、*kāmōkā*（あなた自身のよう／ように）という一語の機能をいかに解するかであることは明らかである。*(a)*の解釈（以下、*(a)*のように簡略に示す）および*(b)*はこれを形容詞的に取る⁽⁵⁾。すなわち、*kāmōkā*を「あなたの隣人」という名詞を限定するものと解する。*(c)*はこれを副詞的に理解する⁽⁶⁾。すなわち、*kāmōkā*を動詞句「あなたは愛しなさい」について限定するものと取る。*(d)*は、*kāmōkā*によって理由を示す従属節が構成されるという理解を示すが、文法的には問題を残す解釈である。

さらに意味の上で生じる違いを整理しておこう。*(a)*、*(b)*そして*(d)*においてはみな、*kāmōkā*（～のよう）が「あなたの隣人」と「あなた自身」の間

の類似性を示す語となっていて、その点共通するが、この三つの解釈のニュアンスは大きく異なる。それはこの類似性をどの次元に求めるかにある。(a)において、隣人と「あなた自身」の類似性はすでに事実成立していることがらとして言われるのに対し、(b)は「あなた自身」の意思的努力の結果として生じることからとして二者の類似性を語る。つまり、(b)では、隣人と戒めの受け手である「あなた自身」がそれぞれ営む生は異なるけれども、「あなた」は自分と同様の権利を持つ存在として隣人を見なすよう促されている、というわけだ。次のように言うことで違いはさらに明らかになるだろう。(a)は似たもの同士の関係について述べており、(b)は異なる者同士の関係を扱う。文言通りに直解するならば、(a)は「あなた自身のようでない隣人」については考慮しないことにもなる。

(d)⁽⁷⁾は、隣人と「あなた」を似たもの同士として括ることにおいては、(a)の筋道に従うものである。しかし、(d)の表現では、隣人はすべての隣人を射程に収めている点が明らかに(a)と異なる。見かけ上そのように考えることがいかに困難であったとしても、すべての隣人はひとつの視点において——ここでは戒めを与える神のそれである——戒めの受け手との類似性を付与される⁽⁸⁾。

(c)は多くの注釈者によって支持される解釈であるが、他の三つの解釈と異なり、*kāmōkā*は（隣人の在り方についてではなく）愛する仕方について述べたものである、との理解を示す。戒めの実践倫理としての意義においては、(b)と(c)にさほどの違いはないようと思われる。二つの説ともに、本来異なる存在である隣人と「あなた自身」の間にある種の均衡をもたらすことを含意するものであろう。それでも二説は厳密には次のように区別される。(b)では、二人の個人そのものの間の均衡、すなわち「隣人の在り方」と「あなた自身の在り方」という、愛の行為に先立ってなされる存在者の様態の認識に関わる問題である。この間にある差異を超えて（無きものと見なして）、「あなた」は隣人に愛を行う、というのである⁽⁹⁾。それに対して(c)にあっては、愛の行為の次元において差異の解消を目指される。すなわち、比較されるのは、「あなたがあなた自身をいかに愛しているか」と「あなたが隣人をいかに愛するのか」の二つである。

さて、こうした解釈の幅、様々な見解の相違は何に由来するのであろうか。レビ記19章18aβはもともとそれほどに曖昧な戒めだと言うことなのか。そうではないのである。このように幾つもの解釈があつて争われる背景には、この一節の扱われてきた過程、すなわち、本来なら文脈の中でこそ真意を表すはずの戒めが金言的に一人歩きしてきた歴史を物語るものと私には思われる。あるいは、釈義家の注意がもっぱら文法的解釈の問題に集中してきたことに要因の一つがあるのではないか。そして、本節が置かれた単元全体の文脈が看過されてきたのである。今一度隣人愛の戒めが置かれた文脈を再構成し、その文脈との響きあいのうちに本節の理解を探ってみたい。そこを手掛かりにして引き出される解釈は、若干予示的に述べるならば、上に見た四つの解釈とは異なる新しい道筋を示すことになるだろう。

II. 単元（レビ19,9-18）全体の主題を掘り起こす

1) 「あなたの隣人」（*rē'ākā*）——定義から具体的な生の把握へ

旧約中の様々な用例を捨うと、*rē'a*という語の意味範囲はかなり広いことが分かる。「同僚」（創11,3）、「同盟」（サム上30,26）、「同胞」（出2,13）、「友」（ヨブ2,11）、「愛人」（エレ3,1）、「恋人」（雅5,16）とざっと挙げられる。その適用は「異邦人」（出11,2）を指すところまで広がっている。だが、この単元における *rē'ākā* については、もっと狭い意味で、イスラエルの民の同胞を指していると解して間違いない。これについては、非イスラエル人である寄留民への愛については同レビ記19章34節を待って語られていることを確認しあえすればよい⁽¹⁰⁾。これにより、18節ではまだ異邦の民は排除されていることが間接的に証明される。レガス（Simon Légarre）は、ここでの *rē'a* (vv. 13.16.18aβ; cf. 20.10) の語が、同単元中のもっと意味のはっきりした語彙、「兄弟」（'āh 19,17）、「同胞」（'āmit : 19,11.15.17）、殊に「民の人々」（*bēnēy 'am* 19,18aα）などとともに類義語のネットワークを形成することを指摘し、やはり「イスラエルの共同体」を指示対象とすると論じる⁽¹¹⁾。単元冒頭（レビ19,2）に共同体全体の聖別の主題が掲げられることからも、この単元全体が共同体の成員を対象にした戒めを述べたものと解してよいであろう。

こうした事実はともすると、一気にレビ記の隣人愛を過小評価する誘惑に

つながり得たのであろう。次の引用はそうした貶謫の一例である。

要約すると、隣人関係には自然の仲間意識があり、そこには好意あるいは愛情があるといえる。（中略）旧約聖書における隣人愛の要請を見る時、そこには、自然的な結合、より端的には愛情という要素があることを見過ごしてはならない。隣人には当然好意を持つものであるから、「汝の隣人を汝自身のように愛せよ」（レビ19:18）という戒めは常識を超えたものではないし、テキストの文脈では隣人とは特に同胞のことであるからますます当たり前のことである。⁽¹²⁾

この種の見解は、若干の変奏はあるものの、多くの聖義家たちに共有されるところである。ここから、レビ記の隣人愛は未だ対人倫理として成熟していない、という議論が生じることは驚くにあたらない。このいわば未熟な隣人愛は、寄留民（*ger*）まで愛の対象を広げる同34節において修正を施され、最終的には福音書における「愛敵思想」（マタ5:43-48；ルカ6:27-36）において成熟するというわけである。

新約の「新しさ」への滑らかな接続を用意するための議論ではなく、旧約の本文自体が持つ使信としての可能性をここでは吟味したい。そもそもここで前提されている、〈「隣人」は「イスラエルの同胞」なのだからそれを愛するのはいかにも易しく、それはむしろ当然のことである〉との考えには、すぐには首肯しがたいものがある。

「隣人すなわちイスラエルの同胞」という定義は簡略であり、不正確なわけではない。そうではあっても、*rē'a* という語がここで孕む様々な人間関係の襞を言い尽くしてはおらぬように思われる。同胞といってもみなが等質なわけではないだろう。その同胞はどんな生の状況に置かれているというのか。「隣人」とは観念的な存在（定義）ではなく、近みにあって具体的な生を紡ぐものであるはずだ⁽¹³⁾。そこで、次の作業として、この「隣人」の様々な相貌を明らかにしたい。私たちは、レビ記19章において隣人が、そしてその人と「あなた自身」との関係がいかに描かれているかを、すなわち隣人の具体的な立ち現われをつぶさに見ていくたいのである。

2) 関係に含まれる潜在的葛藤

ここからレビ記19章の本文を吟味しよう。問題の19章18節aβの直前に置かれた18節aβをまずは見る。

לֹא־חַקְמָם וּלֹא־חַטֵּר אֶת־בָּנִי עַמָּךְ

「あなたは復讐してはならない。民の子らに対して恨みを抱いてはならない。」

隣人が復讐や恨みの対象になり得る！隣人を愛するよう命じられる「あなた」がまさに隣人その人によって害を及ぼされる、という可能性と、そればかりか、その傷を隣人は癒し自ら贖うことができない、ということまでがここで想定される。

同様に、17節aでは、

לֹא־חַשְׁנָא אֶת־אָחִיךְ בְּלִבְבָּךְ

「兄弟を心の中で憎んではならない」

と述べられる。ここでも隣人が悪を為して、愛を命じられた「あなた」の心中に憎しみを芽生えさせる可能性が述べられる。

次に、17節b。

הַוְיכַת תּוּכִית אֶת־עַמִּיךְ וּלֹא־חַשְׁא עַלְיוֹן חַטָּאת

「あなたの同胞を率直に諫めなさい。そして彼のせいで自分が罪を負うことがないようにしなさい。」

必要以上に怒り（義憤）を堪えていると、それが憎しみに変わり、率直な譴責よりももっと過激で暴力的な行為にさえ結びつきかねない。二者の関係は思ったよりもずっと困難なもので、同胞だからといって単純に平和的とは言えないものである。

また13節aでは、

לֹא־חַעֲשֵׂק אֶת־רָעָךְ וּלֹא חַנּוֹל

「隣人を虐げてはならない。暴力によって搾取してはならない」

とあり、愛を行うはずの「あなた自身」は、こうした戒めを必要とする。それ抜きでは、えげつなく、慈悲なく隣人に対し振舞うかもしれぬのである。

共同体内部の仲間同士の連帯と言えども、当たり前であるどころか、心して自分を戒めてようやく実現することができる、とむしろ言うべきではないだ

ろうか。

これらの文言に照らして見るかぎり、隣人と「あなた」との関係をあたかも共通の利害で結び付けられたもののように見なす仕方は、いかにも単純すぎる。こうした見解は、*rē'a* という言葉の意味範囲だけを見て、「イスラエルの同胞」という限定に安住することから生じた過てる認識ではないだろうか。実際に、ここに描き出された関係は、共通の目的の下に結ばれた協力者の関係などではなく、むしろ利害の対立の下にせめき合う他者同士の関係である⁽¹⁰⁾。私たちの扱う单元において隣人（*rē'a*）が意味するところとは、「イスラエルの同胞」などという呼称よりずっと生々しく、日々面つき合わせ、ときに憎しみや暴力の対象にさえなり得る、近みにおける他者であると言わねばならない。

3) 困窮する他者

隣人が他者であるかぎり、その人の希望や要求といった事柄は、私たち自身の性向からの類推によっては必ずしも理解できないはずである。当然のことながら、隣人はその人なりの、としか言いようのない、状況と、思惑と、そして悩み苦しみを抱えている。隣人に対する戒めを述べるこの单元には、隣人と「あなた」の関係が争い衝突する可能性を潜めているという以外に、今ひとつ配慮が語られている。それは、弱い立場に身を置く「小さき者」のための諸々の戒めである。こうした人を前にして優位にある者がいかに気を配りつつ対処すべきかを述べる言葉を次に見ていくことにしよう。

あなたの土地で収穫をするときに、土地の隅々まで収穫してはならない。刈り取った後の落ち穂を拾い集めてはならない。ぶどうについても、残った実を摘み尽くしてはならない。落ちた実は拾い集めてはならない。これらは貧しい者や寄留者のためにそのままにしておきなさい。わたしはヤハウエ、あなたたちの神である。（レビ19,9-10）

畠の所有者であれば、すべて刈りつくし拾い集める権利を通常有するはず

——私たちはそう考え方を放つことに慣れていて、特段のためらいも感じないことが多いのではないか。しかしこうした思考習慣に基づいて行動することが、ここでは、貧しき者 ('ani) のため、寄留民 (gēr) のために、きっと退けられている。

他に、「雇われ人 (*sakir*) の賃金の支払いを翌日まで延ばすこと」(13節b)、「耳の不自由な人の悪口を言うことや、目の不自由な人の前に躓きの石を置くこと」(14節a)、富める者を利するために(15節aγ)「裁判で不公平を行うこと」(15節aa)を慎むように戒める文言が同单元に見られる。さらには、「あなたの隣人 (*rē'ākā*) の血 (危機) を前にして手を拱いてはならない」(16節aβ、括弧内筆者)⁽¹⁵⁾とも述べられる。

これらの戒めに共通する性格は何であろう。18節aα(「あなたは復讐してはならない。民の子らに対して恨みを抱いてはならない」)を今一度取り上げよう。ここで主題となっている復讐と恨みについてのユダヤ教注釈学者ラシ (Rashi 1040-1105 : Rabbi Shlomo ben Itzhaqi) の注解はよく知られているが、挿話を用いて巧みに問題を整理しており、重要な示唆を含むものである。

ある男が（もう一人の男に）「鎌を貸しておくれ」と言った。（言われた男が）「否」と答える。（そう答えた男が）翌日（はじめの）彼に尋ねる。「斧を貸しておくれ」。（はじめの）男は答える。「お前には貸さない。お前がわたしに（鎌を）貸さなかつたように」。復讐とはこのことである。では恨みとは何か。ある男が（もう一人の男に）「斧を貸しておくれ」と言う。（相手は）「否」と言う。（そう答えた男が）翌日（はじめの）彼に言う。「鎌を貸しておくれ」。（はじめの）彼は言う。「はいどうぞ。私は（斧を）貸してくれなかつたきみとは違うのだ」。これが恨みである。なぜなら、復讐をしなかつたとしても心中に敵意を抱き続けたからである⁽¹⁶⁾。

復讐や恨みに共通する性質とは何か。この短い挿話をから次のように定式化

できるだろう。それは、隣人の過ちに起因し発生した自己の優位な立場をあくまで行使することである。

「あなた自身」が復讐に固執し、隣人に対する恨みを忘れぬとしよう。隣人はそうした存在を前に、自分の過ちを贖うことができぬかぎり、困難な状況にいつまでも絶望的に留まることを余儀なくされる。復讐や恨みという害意の正当性は、まさに隣人自身の過ちによって担保されるからである。この筋書にあって、隣人は正当化された暴力と害意というもつとも酷たらしいものに身を晒している。「あなたの隣人」と「あなた自身」の間にはどれほど大きな溝があることか！

こうしたいわば非対称的関係は、単元の通奏低音としてつねに響いている。持たざる者を前に畠の作物を残らず収穫してしまうならば（9-10節）、あるいは、従うしかない雇われ人の支払いを引き伸ばすとしたら（13節b）、抗議することのできぬ者の悪口を言い立てるとしたら（14節aa）、あるいは誰の仕業とも言えぬ者を躊躇させるならば（14節aβγ）、——「あなた自身」の優位な立場への固執を前にして、隣人はこの上なく困窮を極めることになるであろう。こうした隣人と「あなた」との非対称の関係を下にして述べられる、これらの戒めのうちには、困窮するものに注がれる慈しみの眼差しと、「あなた自身」と呼びかけられる人間の自我が有する潜在的害意についての穿った認識が見て取られるだろう。レビ記19章において隣人を愛するとは、するとどのような行為を端的に指すものと言えるだろうか。如上のことがらを踏まえて、ここでは次のように述べておきたい。それは、隣人の困窮を正当化し得る自己の優位な立場の行使を、あらゆる具体的行為を通じて、自ら差し控えることである。

4) 「あなた自身」を生かす愛について

前節までで「あなた」から隣人への愛の在り方について明らかになったことと思う。そこで、単元全体の文脈として重要な第二の点を次に考察したい。というのは、この「あなた自身」がいかなる愛を過去に経験し、今もそれに生かされているのか、別言すれば、「あなた」の愛は何を背景根拠にして他者へと注がれるものなのか、という問い合わせである。

何よりも、誰がこの「あなた」に愛を注いでいるのだろう。レビ記19章において動詞「愛する」('āhab) は、問題の18節および34節にしか用いられない。そして名詞「愛」('ahābāh) は一度も現れない。この二つしかない用例は、「あなた」が他者へと向ける愛について述べるものであり、彼が受け取る愛については、直接指示する文言がない。そこで、迂路を経るようだが、もう少し広い文脈に当たって、戒めの受け手が享受する愛の在り処を探らなければならない。

レビ記19章18節aβの人称の問題に注目した釈義家は、寡聞にしてこれまでいなかつたようである。然したる理由もなしに、隣人愛の戒めは、「自分の隣人を自分自身のように愛せよ」と言った風に（人称を換えて）しばしばパラフレーズされる。しかしながら、この文法的人称にはもっと拘るべきであだろう。それによって「あなた」と呼びかけられる人間が受ける愛についての洞察を得る道筋が見えてくるのである。というのは、如上の言い換えにおいては、非常に重要な要素がひとつ抜け落ちてしまうのである。

動詞 'āhabitā は二人称である。直接目的語として述べられる rē'ā は言わば三人称。それでは、この一節における一人称「わたし」はどこにいるのか。「あなたは愛しなさい」と言って「あなた」を促す「わたし」とはだれか。もちろん神のことなのである。そしてこの神こそが、愛の戒めの直後に「わたしはヤハウエである」('anî YHWH、レビ19:18b) と言って「わたし」を宣言するのである。この表現はほとんどひとつひとつの戒めに續いて繰り返されるのであり⁽¹⁷⁾、したがって、この戒める主体との関係の想起が戒めの根底に見られるべきであろう。

また、いわゆる十戒の冒頭の言葉「わたしはヤハウエである ('anōki YHWH)。あなたたちをエジプトの地、奴隸の家から脱出させたあなたの神である」(出20:2) と並行して、レビ記19章の最後から二番目の節（36節b）も、「わたしはヤハウエである ('anî YHWH)。あなたをエジプトの地より脱出させたあなたの神である」とある。ここで、レビ記19章の神は、十戒の神と同様、エジプトの地からの解放者として描かれていることに注目

しておこう。

そうした上で、神のイスラエルに対する恵みが聖書文学中でいかに語られているかを次に見てみよう。

「けれども、ヤハウェのあなたたちへの愛（'ahābāt YHWH）ゆえに、そしてあなたの父祖との誓いを守るために、力強き手であなたたちを奴隸の家から脱出させ、エジプトの王ファラオの手から救い出したのである。」（申7,8）

「奴隸の家から」の解放は、愛の文脈のうちに語られる。この愛が戒めを聞く「あなた自身」とその人の愛を養っていることは明らかである。

次に、この神愛の性格を瞥見しておこう。先の引用の直前の一節を引く。

「それはあなたたちが他の民よりも数が多かったからではない。ヤハウェがあなたたちにひかれ、あなたたちを選んだのは、あなたたちが諸々の民のうちでもっとも小さい民であったからである。」（申7,7）

北王国の預言者ホセアへの託宣もまた、同様の消息を生き生きと描いている。

「ヤハウェはわたしに言った、『さあ行け。他の男に愛されて、姦淫する者となった妻のもとへ。他の神々の下へ走り、干しうどうの菓子にうつつを抜かすイスラエルへのヤハウェの愛（'ahābāt YHWH）の如く、彼女を愛せよ。』」（ホセ 3,1）

この二つの引用から、神愛の本質の一端は明らかだろう。神はイスラエルを愛し悲惨のただ中から救い出したが、それはイスラエルがことさら優れていたからではない。彼らは数も少なく、移り気であり、特に義しいわけではなかった（申9,4）。にもかかわらず神は彼らを愛した、という。何かの能力に基づいて選びがなされたとしたら、イスラエルは選びに与ることはないはずであった。しかし神愛は因果律を超えてイスラエルを選び救い出したのだという。

ホセアの言葉からは、神愛のまたひとつの様相が語り出されている。それは、神がイスラエルを愛するということの帰結として、愛された者としてのイスラエルは他の人間を愛するよう招かれている、ということだ。十戒につ

いては、レビ記19章との構造的類似性がしばしば指摘されるが⁽¹⁸⁾、そこにおいても同様に、対人倫理規定の根拠として神の救いの業が述べられる（前掲の出20.2を参照）⁽¹⁹⁾。同じ論理はレビ記にも見て取ることができる。レビ記19章37節にて、解放者としての神の宣言に続いて、19章は次のように締め括られる。

「そうして、あなたたちはわたしのすべての掟、すべての法を守り、行いなさい。わたしはヤハウェである（*am YHWH*）。」

こうして見てくると、律法の遵守というものの極めて特異な性質が浮かび上がる。律法遵守とは、過去に享受しそして現在を規定する〈他者から来る恵み〉を法の淵源とする。戒めの主体として語り掛ける神は、聽従者を赦し、恵みを与える神である。レビ記19章の愛は、こうした現存との関係を根源に持ち、神が因果を破って自分を愛したという歴史の肯定のもとに成立しているのである。すなわち、律法を行うことは神の愛に対するイスラエルの応答として理解される。この愛とともに律法は与えられ、それによって煩瑣な諸規範が「導き」（トーラー）⁽²⁰⁾として受け取られ、その実践が現実のものとなるのである。

5) 神のまねび（Imitatio Dei）としての聖性

単元の文脈について最初に指摘したのは、「隣人」と「あなた自身」間の非対称的関係であった（1-3）。二つ目の論点は、前節にて触れた、因果律を超えて小さき者を生かす神の愛であり、この愛こそが律法に基づきを与えていたのであった（4）。隣人愛の戒めが置かれた文脈として、もうひとつ、旧約における聖性という観念について概観しておきたい。なぜなら、この聖性はレビ記19章全体を支配する観念だからである⁽²¹⁾。

「聖なる」ないし「聖所」といった言葉はレビ記に5回表れる（*qēdōšîm* pl. <*qādeš* sg. 2節a, *qādōš* 2節b, *qodeš* 8節および24節, *miqdāš* 30節）。私たちが考察している19章を含むレビ記17-26章は、1887年のクロスター・マン（A. Klosterrmann）の命名以来、「神聖法典」（Heiligkeitsgesetz）と呼び習わされる。ユダヤ教の伝統的章区分でも、レビ記19-20章をまとめて*parâšat*

qedōšim（「聖なるものの章」）と名づけている。こうした呼称は、何よりも、19章2節の次の文言に由来する。

「あなたたちは聖なるものになりなさい。なぜなら、あなたたちの神であるわたしやハウエが聖なるものであるから。」

קָדְשִׁים תְּהִוֵּן כִּי קָדוֹשׁ אֱנִי יְהוָה אֱלֹהֶיךָם

同様の言い回しは他の箇所にも見られるが、それらとの異動から本節の特徴が分かる。本節以外では、同様の文言が何らかの具体的な戒めに続いて置かれており、それらひとつひとつの根拠としての役割を担う⁽²²⁾。これに対し、19章2節はそれだけで独立して述べられる。つまり、本節はいわば表題的に後続の諸々の戒めを共通して性格付けている、と考えてよいだろう。もうひとつつの特徴、人間の聖性の根拠と模範が神であるという点においては、他の用例と同じである⁽²³⁾。したがって、レビ記19章のすべての戒めは、まず聖性という観念のもとに捉えられ、さらにそれは神のまねび（imitatio dei）として捉えることができる。聖性と神のまねび、まずこのことを確認しておこう。

さて、このまねびとしての「聖なるものとなること」とは、「~と分かれていること」を原義とする。聖性の中心にはこの分離の観念がある。安息日と週日の区別（創2,3；出20,8,11；申5,12）、イスラエルと異国の民々（出19,5-6；レビ22,32；申14,21）、洗い清めた衣服とそうでない衣服（出19,10；14）、聖所とそれ以外の空間（レビ10,4,12-13,17-18）、祭司と平信徒（レビ6,11,20）、さらには神の名とそれ以外の名との区別（レビ22,2）という具合に、「聖なる」と称されるものは、まず他の類似した存在との区別によってそのように規定されるのである。

つぎに、「聖なるものである」ということは、「捧げられて」いることである⁽²⁴⁾。安息日、聖所、家屋（レビ27,14）、犠牲、祭司、とみなそうである。すなわち、聖なるものとされることは、正しい仕方で捧げられること（レビ19,5-8参照）を意味するのである。神の求めに応じて、すべてを自分のものとしておくことを控えるとき、時や⁽²⁵⁾、空間や、食物や、一人の人間の生そのものが聖なるものとなる、と旧約は考えるのである。先に神のまねび

(imitatio dei) のなかに律法遵守を位置づけたが、ここでもうひとつ、聖性の本質として浮かび上がった（我がものとすることを差し控えて）「捧げること」という側面もまた、戒めを守るという所作が含意するところとして重要である。この、いわば（所有物も含めた）自己を保存しようとするエゴの相対化を、レビ記19章の文脈の三つ目の重要な要素として理解しておきたい。何より人間の聖化とは、自己保存の欲求に凝り固まった在り方から開放され、他者にみずからを捧げる行為の瞬間に現成するものと旧約は考えるのである。²⁶⁾

Ⅲ. 新しい解釈モデル(e)の提出

1) 神愛と隣人愛の並行関係

隣人愛の戒めはもともとその一節だけで一人歩きする格言ではない。文脈全体との響きあいのなかで解釈されねばならないものだ。ここまで聖句の分析によって明らかになったその文脈を頼りに、いよいよこの戒めの解釈に取り組む。まず、「あなた自身のように」(kāmōkā) といって名指される「あなた」のあり方をここでおさらいしておこう。

- α) 「あなた」は困窮のなかに喘ぐ隣人を目の前にしており、その人を窮状から助け出すよう促されている（II-2と3）。
- β) 「あなた」は、弱さと不誠実にも拘らず、神に愛され救い出された者である（II-4）。
- γ) 「あなた」は具体的な行為を通して神をまねるように、神に招かれている（II-5）。

そして、この三つの要素——隣人への善行、神によるイスラエルの救い、聖なるものになることにおける神のまねび（imitatio dei）——にはひとつの共通項がある。これらのどれにも我執・因果律の超克という特徴が見られる。「あなた自身」が、畑やぶどう畑は自分のものであるにも拘らず、持たざる者のために、すべて刈り付くし捨て付くしせずにおくのは、（「数も少なく貧弱で、うなじの強い民であるにも拘らず、あなたたちを選ぶ」という）因果律に囚われぬ神の恵み（β）のごとしである。その怒りが正当化され得るとしても、「あなた自身」は復讐したり、恨みを抱いたりしてはならない（α）。

そして、聖性の本質として考察された贈与・奉獻についても、これを我執の相対化と言ひ換えることができたのであった(γ)。

神の恵み(β)とイスラエルが行うべく誘われている行為(αおよびγ)は並行している。この二つはぴたりと重なり合うのである。したがって、「あなた自身のように」という表現が示唆する類似性とは、まさにこの点にあるのではないか。類比は、——二人の人間のあり方（解釈モデル(b)）や、隣人への愛と自己愛の間(c)ではなく——何よりも、「あなた自身」に対する神の愛と、隣人愛の間に見るべきではないだろうか。

2) 解釈モデル(c)——「あなたがわたしに愛されているように」

「あなた自身」をこのように素描し、ここまで聖句を引いて確認した事柄すべてをさらに合わせ見ると、隣人愛の戒め（19,18aβb）を次のように言葉を補って言い下すことができるだろう。

「あなたは隣人を愛し、自らの行為によってその人をその人の窮状から救い出しなさい。あなたが、あなたの弱さや頑なさにも拘らずあなたを奴隸の家から救い出した、あなたの神ヤハウェに愛されているようにな。」

これを凝縮すると、19章18節aβは次のようになる。

「あなたはあなたの隣人を、あなたがをわたしに愛されているように、愛しなさい」

諸説との比較のために英語でも記すと次のようになる。

You shall love your neighbour *as you are loved by Me.*

これを前出の四つの解釈に対し、解釈(e)と呼んで提案する。もちろん、言い下しの長い文章はヘブライ語本文と厳密に対応しない。神愛の想起についても、本文が含意するところを明らかにする意図によって記したにすぎない。私の論点とはもちろん、次の逐語的な翻訳のうちに、こうした含意を読み取ることである。

「あなたはあなたの隣人をあなた自身のように愛しなさい。」

(e)の解釈において、*kāmōkā* は、(c)の「あなた自身が自分を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい」の場合に同じく、副詞的に理解される。すなわち、「あなた自身のように」は双方の解釈において、愛する行為について限定するものである。しかし、二説の意味するところは著しく異なる。(c)は他者を愛するために自己愛の存在を喚起する。これに対し(e)は、「あなた自身」が受取る神の愛を想起させて、これを隣人にも拡げゆくよう招く。

(c)説の細かな検討は第V章において行う。ここでは、隣人愛の戒めを少しだけ言い換えた文章を用いて、(e)と(c)の相違点をさらに明らかにしておこう。

「あなたはあなたの家のようにあなたの隣人の家を建てなさい。わたしはヤハウエである。」

わたしたちが吟味してきたレビ記19章18節aβにおいて、愛するとは具体的な行為を意味するものであった²⁷⁾。その中核は自分の隣人が安心して暮らせる場を整えることであったのだから、二説を比較検討する目的においてこのように言い換えることも許されるだろう。さて、「あなた自身」は「わたし（神）」に、「隣人の家を建て」るよう促されているが、この「あなた」の「家」は誰が「建て」たのだろう。(c)にしたがって、「あなた自身」がすべてを自前でしなければならないのだろうか。わたしたちが提唱するモデル(e)は、それとは反対に、「あなた自身」の「家を建て」たのは「わたし（神）」とし、以下の引用などと響き合うものである。

「あなたの神、ヤハウエが先祖アブラハム、イサク、ヤコブに対して、あなたに与えると誓った土地にあなたを導き入れるとき、あなたが自ら建てたのではない、大きく美しい町々、自ら満たしたのではない、あらゆる財産で満ちた家、自ら掘ったのではない貯水池、自ら植えたのではないぶどう畑とオリーブ畑を得て、飽きるほどの食べ物に満足するとき、あなたをエジプトの地、奴隸の家から導き出したヤハウエを忘れることのないよう心しなさい。」(申 6.10-12)

「あなたは、『わたしの力、わたしの手の力で、自らこの富を成した』と言ってはならない²⁸⁾。そうではなく、あなたの神、ヤハウエを思い起こ

しなさい。富を成す力をあなたに与え、先祖に誓われた契約を果たしたのはその方だからである。」（申 8,17-18）

IV. 解釈モデル(a)(b)(d)の再検討

続けて、冒頭（I章）においてみた諸説をこれまで述べたことがらに照らしながら再度検討し小論を締め括りたい。結論から述べると、先に見た四つの説はいずれも、文脈の要請あるいは文法的規範から見て、問題を残すものと思われる。

(a)（「あなたはあなた自身のような隣人を愛しなさい」）は、隣人と「あなた自身」の類似性を前提していた。しかし、単元が主として見据えていた人間関係では、両当事者の状況の相違に重点が置かれていたのであり（II-2および3）、双方において共有されることがらについてではなかった。「貧しい者」（10節）、「雇われ人」（13節 b）、「耳の不自由な者」や「目の見えぬ者」（14節 a）について述べるレビ記19章 9 – 18節の戒めを具体的に一つ一つ吟味して分かることは、むしろ(a)説の言うところとは逆に、「あなた自身とは異なる隣人を愛せよ」ということなのではないだろうか。その点において、(a)説は単元全体の主題と合致しない。

(b)（「その人があなた自身であるかのように隣人を愛しなさい」）では、(a)について述べたような問題は生じない。この説は、そもそも最初の観察において、両当事者が類比性において捉えられないことを前提にするからである。そうした上で、(b)では、「隣人を自分と同等のものとして扱う」⁽²⁹⁾ことを促し、その帰結として両当事者に平等をもたらすことを目指す。しかしながら、ここに見えてきたいくつもの戒めの中心主題は〈平等〉ではない。畑の隅を刈り残しておくことや、落穂を拾い集めぬこと（9節）、雇われ人の賃金を払うこと引き伸ばさぬこと（13節 b）、あるいは窮状に喘ぐ隣人を前に手を拱いておらぬこと（16aβ）等々はあくまで、困窮する者への配慮、慈しみ、であり、困窮する者と戒めの受け手との間の平等へと直ぐに結びつくものではない⁽³⁰⁾。したがって、(b)もまた、19章18節の倫理的本質を汲み尽くしては

おらぬものと見ねばならない。

(c) (「あなた自身が自分を愛するように隣人を愛しなさい」) については、詳述を要し、なお且つ結論としていわばその変奏を提案するので、別に一章を設けて後述する。

(d) (「(その人は) あなた自身のような者であるから、隣人を愛しなさい」) は、*kāmōkā* を独立した節として読むことにおいて、他の諸説とは異なる。しかし、冒頭においても述べたように、このような機能のもとに *kāmōkā* を理解して翻訳を行うことは、他にそうした用例がなく、文法的に困難である。

ところで、原文の統語法を反映すべき狭義の翻訳の可能性とは別に、そうした意味合いで「あなた自身のように」という文言を解釈することの妥当性を吟味することは依然可能であろう。(d)は、一瞥して分かるように、*kāmōkā* を愛の行為の動機として理解しているが、そのような意味に *kāmōkā* を解せるかどうかである。そこで、「あなたの」という人称接尾辞を除いた *kēmō* の用法を探ってみると、指示副詞としての用法⁽³¹⁾、類似性を示す前置詞としての用法⁽³²⁾、状況を説明する従属節を導く接続詞⁽³³⁾、もうひとつ時を表す接続詞としての用法⁽³⁴⁾を挙げることができる。このどれも (d) の理解には合致しない。したがって、隣人愛の動機・理由・必然性を原文の文言に直接読む解釈は蓋然性に乏しいと言うことになる。実のところ、この解釈モデルはベン・アザイ (Ben Azzai) 以来繰り返されてきたひとつの注釈⁽³⁵⁾の流れに与するものである。隣人愛を當為として提示する要請が、この〈説明〉を生じさせたのではないだろうか。つまり、聖書本文に加えられ得る説明ではあっても、その本文の解釈という資格のもとに提出される議論ではないのである。

V. モデル(c)の検討と第二案の提出（自己愛の内実を捉え直す）

1) 批判的検討

(c) (「あなた自身が自分を愛するように隣人を愛しなさい」) は、先述のように、隣人への愛のために自己愛の存在を喚起する。最もよく知られている解釈だが、その問題点は実は少なくない。第一に、自己愛についてだが、レ

ビ記19章の他のどの文言にも自分を愛することの奨めはない。であるのに、突然この自己愛が対人倫理の要諦とも言える隣人愛の根拠として言及されるのは、奇異な感じを与えないだろうか（i）。第二に、この解釈においては隣人への愛（の営み）が自己愛という物差しを基準にして成り立つことになる。しかし、隣人はすでに自分の目の前に具体的な窮状の中におり、助けを求め、そして「あなた自身」はその必要とするところをはっきり見て取ることができる。この状況において、「自分はどんなに自分が好きか」というような内省や、それの他者への自己投影、他我（alter ego）の構成が本当に要請されるものだろうか。敢えて言うなら、「あなたが自分自身を愛するよう」ではなく、隣人の手当てとして真に考えねばならないのは「その人がいかに愛されたいか」でなくてはならないはずである。そのように考えると、（c）の想定するいわば自己の願望の経由、それは端的に言って的外れに思えてならない。もっと言えば、それは19章に描かれる対人関係の切迫した状況からは浮き上がった思弁のように思われる所以である（ii）。次に第三の点だが、ここでの愛が具体的な行為を意味することはすでに確認した。本単元の戒めのどれも心理的な次元ではなく（復讐や恨みもラシによって物的次元で捉えられていた）、他者との目に見えるやりとりを含むものであった。そうであれば、自分自身に対してそうした愛を行うとはいがなる事態を指すことになるのだろう（iii）。自分自身を愛するということの内実は一体ここでどう考えられているのか。一般的な意味で「自分かわいさ」として自己愛を捉え、それを隣人愛の物差しとして対比するかぎり、（c）の自己愛説には判然としない部分がいくつも残る。欲望主体としての自我とその投影によって構成される他我、というような図式は、この単元の主題とは実は馴染まないのである。

ところで、イエスの言葉と伝えられる次の章句は、（c）説式に戒めを言い換えたものとも映る。

「人にしてほしいと自ら望むことを、他人にもしなさい」（ルカ6,31）⁽³⁶⁾
 この「黄金律」と呼ばれる戒め（マタ7,12およびルカ6,31）は、一見したところ自己愛説を支持するようであり、その普及におそらく一役買ったものであろう。しかも、ここで問題になっているのは行為であるから、その意味では上記の第三番目の批判（iii）からは守られている。しかし、注意深く読むな

らば、この戒めは、戒めの行為者に対するもう一人の他者の行為を喚起しており、つまり参照されるべきは他者の行為であって、自己自身のなかで行われる心理的運動ではない。「他人にそう愛されたいように」であって、「自分が自分を愛しているように」というのとはやはり異なる。「黄金律」が(c)とは本質的に異なることは、もっと明瞭に示すことができる。ここで非常に重要なのはまたしても、格言的な表現を文脈に戻して理解することなのである。このイエスの奨めには、次の言葉（同6,36）が続く。

「だからあなたは、あなたの父（神）が憐れみ深いように、憐れみ深くありなさい。」

（Γίνεσθε οἰκτίρμονες καθὼς [καὶ] ὁ πατὴρ ὑμῶν οἰκτίρμων ἐστίν）

戒めを受ける者にとって、はじめに、神の愛があった⁽³⁷⁾。この神の愛を根拠として示して単元を締めくくる言葉との響き合いのなかで、「黄金律」は述べられているのだ。ルカの伝える言葉は一見したところと反して、むしろ私たちの提示した解釈(e)——「あなたはあなたの隣人を、わたし(神)があなたを愛するように、愛しなさい」と軌を一にするものなのである。

2) 第二の可能性（自己愛の捉えなおし）

前節にて解釈モデル(c)を、とくにその他我の構成に関して、その要請を疑いつつ批判を行った(ii)。また、行為的であり、他者の愛を契機として捉えられる隣人愛と、自己の内部をその場とする内省的自己愛との調停に存する困難を指摘した(iii)。戒めの具体性と、戒めの根拠として働いていることが明らかな神愛の存在、という重要な要素と相容れないことは、(c)の決定的な欠点であろう。ひるがえって、(e)の独自性はまさにこれらの点を解決できることにある。

しかし、(c)を生かす道筋が一つまだ考えられる。それは自己愛という少々自己中心的かつ閉鎖的な響きによって用いられることの多い言葉の持つ意味を再定義し、その意味を(c)の文章にもう一度与え、いわばモデル(c')として提出し直すという作業によって可能になる。それはどういうことか。

私たちが「自分を愛している」あるいは「自己を尊重する」、と口に出すとき、その内実として考えられることは、何も自分が他人を押し除けてより

多くのものを所有しようというようなことばかりではない。そのような終わりのない我執だけを自己愛の在り方のすべてとするのは、やや狭い。自分を生かす数え切れない幸運や他者の善意に思い至るとき、もう少し静かに、しかしもっと確固として、私たちは自分を愛する。

そのとき、私たちの自己愛とは、ウロボロスの蛇のごとく限りなく自閉することから解放され、具体的な他者に拓かれる。むしろその他者の存在こそ、自分の生の根拠として、「考える我」（コギト）にも増して、疑いようもなく在る者として存在し始め、さらに別のもっと多くの他者との出会いへと私たちを鼓舞する。すなわち、自己愛は、他者から受け取る愛の自覚の謂いでもある、と言えるのではないだろうか。

如上の考察をもとに、(c)に言われる自己愛を、戒めを行う者における神愛の認識として捉えるとしたらどうであろう（c'）。弱く不誠実ですらあつた「あなた自身」が、戒めを口にする「わたし」（神）に救われて現在ある、という自己の生の成り立ちを肯定する（「あなた自身を愛する」）とき、その認識は、すべからく、目の前に困窮する隣人を我執から離れて愛するという行為に帰結するものだろう。このように神愛の自覚という観点によって自己愛を規定し直すことで、唐突な自閉的自我への言及という（c）の問題点は回避される。

こうすると、本文にもとづいて確認した根拠に照らして、(e)と(c')の二つの解釈モデルが並存することになる。問題の *kāmōkā* が、(e)では、「わたし（=神）にあなたが愛されているように」の意味であり、(c')では、「神による、小さき者であった自己の救いを肯定する（=あなた自身が自分を愛する）ように」の謂いとなる。文言上は、一方が神の愛、他方が〈自己愛〉を基調にするが、この二つが指示する内容、そこに見られる洞察は、上に見たとおり、もちろん同じことである。もとより本小論の目指すところは、隣人愛の戒めを本来の文脈の中に置き直し、その内実を探ることにあったのであり、*kāmōkā* の言う類比性が隣人愛とその根拠たる神愛の働きのうちに認められることを指摘したことをもってひとまず筆を擱くこととしたい。そして、このようにして定義し直された隣人愛の、対人倫理としての思想的意義については、稿を改め考究することを期したい。

* 本小論は、拙稿 *Redonner sens au précepte de "l'amour du prochain"* (Lev19,18 aβ) —— «comme toi-même bien aimé»—— (AJBI, Tokyo 2001) を和訳・改稿したものである。本論第V章(2)の論点はこの仏語論文ではなく、口頭発表「隣人愛の戒め (Lev19,18aβ) を再検討する——博愛主義？独我論？利他主義？」(於日本旧約学会2000年10月)にて述べた結論を再度取り上げ、それに少しく変更を加えたものである。

(1) 前1世紀にシャンマイと共にパリサイ派を二分して率いたラビ・ヒレルについて伝わる挿話 (Shabbat 31a) は、この戒めが早くから担ってきた重要性と伝承における格言的性格を端的に物語る。彼は、一本足で立っているうちにトーラーのすべてを教えてくれればユダヤ教に改宗する、という異邦人に對し、「あなたにとって嫌なことをあなたの隣人にしてはならない。これがトーラーのすべてで、それ以外はこれの注解である」と答えた、といわれる。

(2) Rabbi Akiva : *zeh kēlāl gādōl batōrah* (Tōrat Kohānim, perek 4,12)。福音記者によれば、イエスもこの句について申命記6,5と合わせて次のように述べた：μείζων τούτων ἀλλη ἐντολή οὐκ ἔστιν (マコ12,31; cf. マタ22,34-40; ルカ10,25-28)。

(3) Jacob Milgrom, Leviticus 17-22, Doubleday, New York, 2000, 1655.

(4) 木幡ふじ子／山我哲雄, 出エジプト記／レビ記, 岩波書店, 2000, 331。(b)説はこの山我訳をモデルとするが、実際の山我訳はもう少し長い。*'āhabtā lērē 'ākā* は、「あなたの隣人に対し、友愛をもって接しなさい」とあり、訳注ではさらに「友好的に振舞う」と言い換えられる。伝統的な「愛しなさい」という訳を刷新し、しばしば問題とされてきた前置詞 *lē* の処理にも工夫がなされている（詳しくは同書の注pp.331-332を参照されたい）。ミルグロム (*ibid.*) も注解の中で *'āhabtā lērē 'ākā* を ‘Love (the good) for your fellow’と解説しているが、翻訳としては、前置詞 *lē* が直接目的語を導くように機能する用例（申4,42；サム下3,30；王上5,15；代下19,2）を挙げつつ（p.1653）、「You shall love your fellow’とし、伝統的な解釈を踏襲する。七十人訳は、ἀγαπήσεις τὸν πλησίον σου と、*lērē 'ākā* を直接目的語に解する。前置詞 *lē* についての詳論は、Paul Joüon / Takamitsu Muraoka, ‘*lē* as indicator of the accusative of the direct object’ in A Grammar of Biblical Hebrew, Pontificio Istituto Biblico, Rome, 1996, § 125kを参照。

(5) *kēmō* を形容詞的に解することのできる用例は、申18,18; 33,29；サム上26,15；サム下7,22；王上3,13。

(6) *kēmō* を副詞的に解することのできる用例は、創41,39; 44,18；申5,14；王上8,18；王上22,4；詩73,15。

(7) ブーバー (Martin Buber) が提唱したことで知られるこの説は、近年ではシューレによって取り上げられた。Andreas Schüle, »Denn er ist wie Du«, Zu Übersetzung und Verständnis des alttestamentlichen Liebesgebots Lev 19,18, ZAW 113. Bd., de Gruyter, 2001, 515-534.

(8) この区別が読点一つで簡単にしかも明瞭に表されるので、英語とフランス語を例に取る。以下の文を比較されたい。(a) You shall love your neighbour who is like yourself. / Tu aimeras ton prochain qui est comme toi-même. (d) You shall love your neighbour, who is like yourself. / Tu aimeras ton prochain, qui est comme toi-même.

(9) (b)のモデルを提供する山我（前掲）は訳注において、*kāmōkā* は「むしろ隣人を自分と同等のものとして扱うように述べたものに見える」と指摘する。

(10) Milgrom, *op. cit.*, 1654による指摘を参照した。

(11) Simon Légasse, «Et qui est mon prochain ?» Lectio Divina 136, Cerf, Paris, 1989, 41. 同じ

論点は、以下の論考にも見られる。Frank Crüsemann, *Die Tora / Theologie und Sozialgeschichte des alttestamentlichen Gesetzes*, Kaiser, München, 1992, 377. Milgrom, *op. cit.*, 1655.

(12) 『旧約新訳聖書大事典』、教文館、東京、1989のCarl A. Keller／八木誠一による「隣人」の項から引用。ドイツ語版原版は、Leonhard Rost / Bo Reicke (ed.), *Biblisch-historisches Handwörterbuch*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, 1966-1979.

(13) 隣人の概念性に潜む危うさという問題意識は、「ルカによる福音書」に収められたいわゆる「善きサマリ亞人」の譬え話にすでに読み取られる。「イエスを試そうとして」(10,25: ἐκπειράζων αὐτόν) やってきたパリサイ人は、「自分を正当化しようとして」(10,29: θέλων δικαιώσαι εαυτόν)、「では、わたしの隣人とは誰ですか？」(kai τίς ἔστιν μου πληγοῖς;) (10,29) と尋ねるが、イエスは譬え話に相手を引き込むことによって、「隣人は誰か」という範囲の確定という問題設定をはずし、「隣人になる」(目の前で困窮する他者と真に出会う) ことこそ肝要であると説く (10,30-37)。

(14) 関根清三『旧約聖書の思想——24の断章』、岩波書店、東京、1998 (16-18章、とくに206-7;2 18-9)、Crüsemann, *op. cit.*, 377などにおいて同様の認識が共有されている。関根はレビ記の隣人愛については若干の保留を残しつつも、特に第二イザヤの代理贖罪を例に取り、「旧約も本質的に新約と差異がないということを、率直に認める必要があるのではないか」と述べ、クリューゼマンは端的にレビ19,18と新約の愛敵の差異について疑義を表明する (“Der ganze Abschnitt v.11-18 zielt auf den Alltag, auf das Verhältnis zu den Menschen, mit denen man zusammen in einem Ort wohnt. Und er formuliert speziell gerade auch Regeln zum Umgang mit denen, für die man Haß und Groll fühlt. Ob mit Feindesliebe im Neuen Testament so viel anderes gemeint ist?”)。

(15) この節の解釈には諸説あり、いまだ研究者の間に一致を見ていない。詳細は以下の文献を参照されたい。Baruch A. Levine, *The JPS Torah Commentary / Leviticus*, Jewish Publication Society, New York, 1985, 129. 山我、*op. cit.*, 330-331. Milgrom, *op. cit.*, 1645. 本文に提示した翻訳はとくに、André Chouraqui, *La Bible, Desclée de Brouwer*, 1974による «Ne soit pas impossible devant le sang de ton semblable» や、ラシによる注解（溺れかかった人や追いかぎに遭遇した人を実例として挙げる）にしたがう。Rashi, *Commentary on the Torah vol.3, Vayikra / Leviticus*, Mesorah Publications, 1994, 237-8.

(16) Rashi, *op. cit.*, 238. 翻訳においては次の文献を参照した。Elie Munk, *La voix de la Torah / Lévitique*, Fondation Odette S. Levy, Paris, 1981 (3ème ed.), 174-175。ラシのヘブライ語本文は表現を切り詰めて非常に凝縮した文体であり、そのままではときに文意が捕らえにくいため、引用では便宜上括弧内に適宜補足を行った。

(17) この 'ani YHWH' は神の現存を表現する定式として、とくにレビ記や第二イザヤ書、エゼキエル書などに頻出する。レビ記19章では2.3.4.10.12.14.16.18.25.28.30.31.32.34.36.37の各節に見られる。

(18) 釈義家たちはレビ記19章のうちにシナイ山の啓示による十戒を見出そうと試みた。Milgrom, *op. cit.*, 1600-02の対照表 ‘Six attempts to find the Decalogue’ とその個所の注解を参照。Baruch A. Levine, *op. cit.*, 124も併照。レヴィンの対照表はミルグロムのものよりもやや慎重で、レビ記19章と十戒は、親を敬うこと (19,3aと第5戒)、安息日 (3節bと第4戒)、偶像礼拝の戒め (4節と第2戒)、盗みの戒め (11a.13.15.35の各節と第8戒)、偽りの誓いの戒め (12節と第3戒) そして「わたしはヤハウェである」 (36節と第1「戒」) において並行する。但しCrüsemann, *op. cit.*, 379のようにこの試み自体を否定する研究もある。

(19) 十戒の倫理的構造についての詳述として、関根清三『旧約における超越と象徴——解釈学的経験の系譜』、東京大学出版局、1994 (英語版 *Transcendence and Symbols in the Old Testament : A Genealogy of the Hermeneutical Experiences*, de Gruyter, 1999), 21-113 を参照されたい。

- (20) 「トーラー」という語には「律法」という訛語を機械的に当て嵌める場合が多いが、旧約中の諸用例（ヨブ22,22；イザ1,10;8,16,20；箴1,8;3,1など）と、語源である動詞の意味 (*yārāh* : 「投げる」「放る」／「高める」「教える」) からすると、「教え・導き」という方が本来ふさわしい。
- (21) J. H. Hertz(ed.), *The Pentateuch and Haftorahs*, Soncino, London, 1992, 497を参照。
- (22) 同様の促しは、出19,6；レビ11,44-45；20,7；21,7-8；申14,2,21に見出される。このなかでは出エジプト記の用例がレビ19,2と同趣旨のものである。
- (23) 上記注22に引いた用例とレビ19,2を合わせた中では出19,6だけが例外。
- (24) Chouraqui, *op. cit.*, 79のレビ19,2の訳は «*Soyez consacrés oui, je suis saint, moi-même YHWH, votre Elohim*» とあり、聖性 (sainteté) と奉獻 (consécration) の近接性を強く打ち出している。
- (25) Abraham J. Heschel, *The Sabbath*, Noonday Press, New York, 1951, 14,は次のように安息日の意義を説き、この特別な一日が人間の利益追求や所有とは別次元にあることを喝破する。“To the Biblical mind, however, labor is the means toward an end, and the Sabbath as a day of rest, as a day of abstaining from toil, is not for the purpose of recovering one's lost strength and becoming fit for the forthcoming labor.”
- (26) J. H. Hertz(ed.), *ibid.*, “These merciful qualities, therefore, are real links between God and man ; and man is never nearer the Divine than in his compassionate moments.”
- (27) 隣人愛の戒めにおける愛の具体性については、以下の研究も同様の見解を示す。Milgrom, *op. cit.*, 1653. Crusemann, *op. cit.*, 377. Léglasse, *op. cit.*, 40. マイモニデス (Moses Maimonides/Rabbi Moshe ben Maimon) は『ミシュネー・トーラー』のなかで、病人の見舞い、喪に服す人の慰問、葬式や結婚式への出席、客人のもてなし等と、隣人愛の具体的な所作を一々挙げている (Hilkhot Evel 14,1)。
- (28) マソラ本文には、*wé'āmariā* (「とあなたは言う」) とあるだけで、否定の副詞が見られない。ここで翻訳は前後の文脈からの判断と七十人訳 (*μή εἰπεις*) の示唆するところに従う。
- (29) 山我（前掲）注の9。
- (30) 但し、慈愛の主題と並存するようにして、19章15節には公平の主題が強く見られる。
- (31) 旧約中の用例については、前記注6を参照。
- (32) 旧約中の用例については、前記注5を参照。
- (33) イザ41,25bβ「陶工が粘土を捏ねるように (ūkmō yōtsēr yirmās-tít)」。
- (34) 剣19,15aa「晩のころ (ūkmō haśšahar 'ālāh)」。
- (35) ベン・アザイは、神によって創造されたすべての人間の間の本来的紐帶（創5,1）を強調し、それを淵源として他の人間への愛が可能になると述べる (Talmud Yerushalmi, Nedarim 9,4)。Munk, *op. cit.*, 175-176およびMilgrom, *op. cit.*, 1656もこの論点を取り上げている。
- (36) καὶ καθὼς θέλετε ἵνα ποιῶσιν θμῖν οἱ ἄνθρωποι ποιέτε αὐτοῖς ὄμοιώς. Cf. マタ7,12. このいわば「否定形」として、「自分が嫌と思うことを、人にしてはならない」（トビ4,15）、注の1で引用したヒレルの寸言などがある。
- (37) トビ4,14；マタ7,7-11とトビ4,15；マタ7,12にも同様の対応関係が見て取られる。